

被災者向け 市営住宅使用最長2年に 市検討 使用料免除も延長

西日本豪雨を受け、市は災害被災者の応急施設として認めてきた市営住宅の一時使用条件の見直しを始めた。市住宅管理課によると、市営住宅の一時使用は、火災や風水害などの小規模災害によって、居住が困難となり、かつ他の居住先も確保できない住民が対象。現状、期間は最長6カ月、使用料免除は3カ月としているが、今回から使用期間も使用料免除も最長2年に延ばす方向で調整を進めている。

(坂山真里緒)

また、提供住宅は原則、各区とも5戸を上限とし、被災した区と同じ区の住宅を仲介すると定めている。

しかし、今回、灘区篠原台で発生した土砂崩れでは、同区の9世帯12人(12日午後2時現在)が2カ所の避難場所

に身を寄せており、避難生活が長期化する可能性があることから、同課は「状況に応じて追加する予定」としている。

一方、市と市浴場組合連合会は、「地域の銭湯の活性化に向けた協定」に基づき、灘区の避難者を対象に、市内39カ所の銭湯を無料で利用できる「入浴料免除証」を発行した。避難所を出る際に回収される。12日現在、避難指示は市内17カ所の計129世帯280人、避難勧告は5カ所の計23世帯39人になる。